附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式による健康保険被保険者証（次項において「旧健保被保険者証」という。）は、当分の間、第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則（次項において「新健保規則」という。）の様式によるものとみなす。

2　前項の規定により旧健保被保険者証が新健保規則の様式による健康保険被保険者証とみなされる場合における新健保規則第四十八条第一項の規定の適用については、同項中「又は被扶養者の氏名に変更」とあるのは、「、事業所の名称若しくは所在地又は被扶養者の氏名に変更（協会が管掌する健康保険にあっては、同一の都道府県の区域内における事業所の所在地の変更を除く。）」と読み替えるものとする。

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式による船員保険被保険者証（次項において「旧船保被保険者証」という。）は、当分の間、第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則（次項において「新船保規則」という。）の様式によるものとみなす。

2　前項の規定により旧船保被保険者証が新船保規則の様式による船員保険被保険者証とみなされる場合における新船保規則第三十六条第一項の規定の適用については、同項中「又は被扶養者の氏名に変更」とあるのは、「、船舶所有者の氏名若しくは住所又は被扶養者の氏名に変更（同一の都道府県の区域内における船舶所有者の住所の変更を除く。）」と読み替えるものとする。

告　示

○金融庁告示第九十八号

チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッドより保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九条第二号の規定による届出（同法第百八十七条第一項第二号に定める日本における代表者の氏名及び住所の変更）があったので、同法第百八十九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年八月三十一日

金融庁長官　三國谷勝範

日本における代表者の氏名及び住所

マーカス・ポートマン

東京都港区芝三丁目八番一―六〇三号

○総務省告示第三百三十七号

都県の境界にわたる市の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第三項の規定により、東京都町田市と神奈川県相模原市との境界を次のとおり変更したので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の境界変更は、平成二十二年十二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年八月三十一日

総務大臣　原口　一博

神奈川県相模原市から東京都町田市に編入する区域

相模原市上鶴間本町八丁目三〇一の二の一部、三〇一の一二一、三〇一の一二二、三三三の一から三三三の五まで、三三四の一、三三四の二、三三四の四から三三四の九まで、三三四の一二から三三四の一五まで、三三四の一八、三三四の一九、三三四の二二、三三五の二、三三五の八から三三五の一〇まで、三三五の一三、三三五の一四、三三六の一、三三六の二、三三六の六、三三六の八、三三六の九、三三六の一一、三三六の一四、三三六の一五、三三七の二、三三八の二、東淵野辺二丁目一二〇四の二の一部、一二〇五の二の一部、一二〇六の一部、一二二四の一部、一二二五の二の一部、淵野辺本町二丁目三一二の二の一部、三一三の二の一部、三一四の二の一部、三一五の二の一部、三八九の二の一部、三九一の一部、三九八の二の一部、四〇〇の四の一部、四〇二の二の一部、淵野辺本町三丁目四三〇の二の一部、四三〇の三の一部、四三〇の四、四三一の一の一部、四三一の二の一部、四三二の一、四三二の三の一部、四三四の一、四三四の二の一部、四三四の三の一部、四三七の二の一部、四三八の二の一部、四三八の三、淵野辺本町五丁目六一一の三の一部、六一五の二の一部、六一六の一の一部、六一七、六一八の一、六一八の二、六二六の一、六二六の二の一部、六二八の一の一部、六二八の二、六三〇の一部、六五六の一の一部、六七一の一の一部、七九五の三の一部、七九五の四、八三九の一部、八四〇の一の一部、八四二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに上鶴間本町八丁目三〇一の一〇六、東淵野辺二丁目一二〇五の二、一二〇六、一二二四、一二二五の一、一二二五の二、一二三六の三八、一二四〇の一、一二四〇の二、一二四一の一、一二五八の二、一二五九の二、一二五九の三、淵野辺本町二丁目二六六、三一二の二、三八八の四、三八九の二、三九一、三九二の二、三九四の二、三九八の二、四〇〇の四、四〇二の二、四〇三の三、四〇四の三、四〇四の四、淵野辺本町三丁目四三八の二、四三九の三、淵野辺本町五丁目六一一の二から六一一の四まで、六一二の二、六一四の一、六一五の二、六二二の二、六五六の一、六六五の三、六七一の一、六七一の二、七九一の一、八四一、八四二の二の地先の道路、水路である国有地の一部

東京都町田市から神奈川県相模原市に編入する区域

町田市木曽西一丁目一八一二の二の一部、一八一三の一の一部、一八一三の三の一部、二三七七の二の一部、木曽町字十九号二三七八の三、二三七八の六、二三八一の四の一部、二三八四の二の一部、二三八八の二の一部、二三九二の二の一部、二三九三の二の一部、字二十号二三九四の二の一部、二三九五の二から二三九五の五まで、二三九五の六の一部、二三九六の二から二三九六の五まで、二三九六の六の一部、根岸町字十九号六一三の二の一部、六一四の二の一部、六一五の二の一部、六一六の二の一部、六一七の二、六一七の三の一部、六一七の四、字二十号五八七の一部、五八八の一の一部、五八八の二、五八八の三、六〇八の三の一部、字二十二号二八四の二の一部、二八四の三の一部、二八七の一の一部、二八七の三、二八七の四の一部、二八七の五の一部、二八七の六、二八七の七、二八七の八の一部、字二十三号八四の二の一部、八六の一、八六の二の一部、八七の二、八七の三の一部、八八の二の一部、矢部町字二十四号二五二六の一部、二五五八の二の一部、二五五九の二の一部、二五六〇の二の一部、二五六三の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の一部並びに木曽西一丁目一八一三の一、一八一三の二、一八一四の一、一八一四の二、一八一五の二、一八二九の二、木曽町字十九号二三八一の四、二三八四の二、二三八四の一、二三八四の二、字二十号二三九四の二、字二十三号二五一三の一、二五一三の二、根岸町字十九号六一一の二、六一二の二、六一三の二、字二十号五八六の二、五八七、五八八の一、五八九の二、六〇二の二、六〇八の三、六〇九の三、六一〇の三、字二十二号二八四の二、二八四の三、二八六、二八七の一、字二十三号六七の二、八四の二、字二十四号四七の二、矢部町字二十四号二五二六、二五二七の四、二五五八の二、二五五八の三、二五六〇の二、二五六三の二の地先の水路である国有地の一部

○総務省告示第三百三十八号

町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、鹿児島県大島郡和泊町と同郡知名町との境界を次のとおり変更する旨、鹿児島県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

平成二十二年八月三十一日

総務大臣　原口　一博

大島郡和泊町に編入する区域

大島郡知名町大字上城字神川一〇四の一部、一〇五の一部

大島郡知名町に編入する区域

大島郡和泊町大字谷山字クラ川八七〇の一の一部

○総務省告示第三百三十九号

市町の境界変更

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、大分県杵築市と速見郡日出町との境界を次のとおり変更する旨、大分県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年十月六日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年八月三十一日

総務大臣　原口　一博

杵築市に編入する区域

速見郡日出町大字藤原字後川二の七五九九、七五九九、七六〇〇、七六〇二の一部、七六〇六の一部、七六〇七の一部及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の一部

速見郡日出町に編入する区域

杵築市山香町大字広瀬字大丸一二六〇の一の一部、一二六一の一の一部、一二六四から一二六六までの各一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の一部並びに一二六〇の一の地先の道路、水路である公有地の一部